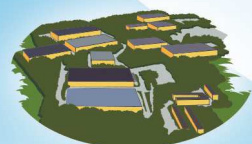




忍野村 都市計画 マスタープラン



概要版



2020年6月

山梨県忍野村

1 基本的な考え方

都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、都道府県の定める都市計画区域マスタープランに即し、市町村が都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。本村では、総合的な行政指針である「第 6 次忍野村総合計画」の都市計画分野の目標を実現するための具体的な計画です。

計画策定の背景

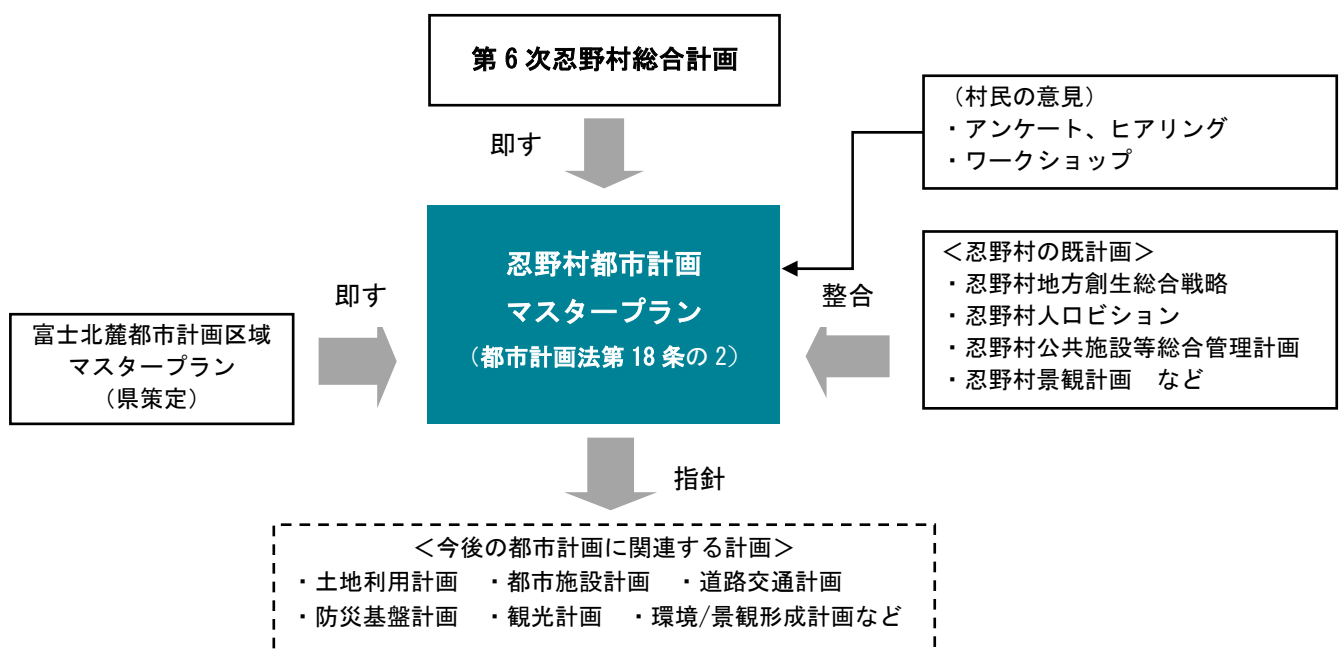
忍野村は、山梨県が定める富士北麓都市計画区域（以下、「北麓都計区域」という）に位置しています。北麓都計区域（富士吉田市、西桂町、山中湖村及び富士河口湖町の一部と忍野村の全域を対象）を全体としてみると、人口は減少傾向にあり、土地利用上の市街化圧力も高くないとされています。

しかし、本村内においては人口が増加傾向にある上、村内大手企業の生産施設の強化や就業者の増加がみられ、これらを背景として宅地需要が大きい状態が続いています。住宅地を確保するためには、柔軟的な土地利用の方策をとる必要性が生じており、同時に、人口増に対応した公共施設のあり方などが課題になっています。

一方、国は東京一極集中と地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力向上を目的とした「地方創生」の一連の政策を 2014 年より推し進め、地方にも社会的動向や新しい時代に対応したまちづくりを求めるようになりました。折しも 2013 年に富士山が世界文化遺産に登録され、北麓区域全体に交通、観光分野の需要が高まりつつあり、本村においてもこれら需要への対応と同時に、忍野八海を始めとする自然・文化資源の保全、景観形成などへの重要性がさらに認識されるようになりました。

このような村の状況、北麓区域の現状を踏まえ、新しい時代に対応した忍野村のありかたを「忍野村都市計画マスタープラン」として取りまとめることになりました。

<忍野村都市計画マスタープランの位置づけ>



計画の期間と目標年次

都市計画マスタープランは、本村の都市づくりを長期的に検討するものであり、計画期間は概ね 20 年間とし、目標年次は 2040 年とします。

計画のフレーム

本村は「忍野村人口ビジョン」で示す 2025 年 10,426 人のピーク以降も、引き続き人口 10,000 人を維持することを目指し、2040 年の将来人口目標を 10,000 人とします。世帯数は 2040 年都市計画区域内（忍野村全域）で、5,000 世帯（1 世帯当たりの平均人員 2.0 人）とします。

計画の対象区域

忍野村は行政区域全域が都市計画区域に指定されているため、本計画では、本村全域を計画対象区域とします。対象区域の規模は 2,505ha です。

計画の目的と基本的な考え方

忍野村は富士北麓都市計画区域にありますが、市街化区域や市街化調整区域の設定のない、いわゆる非線引き地域です。加えて土地利用の用途の指定も無い白地地域と呼ばれる土地となっており、風致地区を除き原則的に土地利用に関する制限はありません。つまり、無秩序な開発が進行する可能性がある、ということになります。

忍野村は富士山山麓にあり水源地として自然豊かな風光明媚な村です。忍野村では近年、人口の増大と共に宅地の開発が進行してきました。そこで、この風光明媚な景観を維持し、これまで通り愛着の持てる生活環境を守りながら、適切に人口を受入れていくための方針が必要になってきました。

忍野村には目下、土地利用の方針を始め都市的な開発に関わる「共通目標」がありません。この「共通目標」を有するため、20 年先を見据えた今、都市計画マスタープランが求められています。

「忍野村都市計画マスタープラン」は、総合計画等の上位計画を踏まえ、将来の土地利用のあるべき姿、都市開発の基本的な方針を、村民の皆さまのアイデアを反映しながら、村の「共通目標」として掲げるものです。そして「共通目標」の実現に向け、住民の役割、立地企業の役割、行政の役割を相互に確認し、連携しながら推進されるものです。

なお、都市計画マスタープランは 20 年の長期にわたる「共通目標」ですので、その経過や成果を定期的に確認しながら進めて参ります。

<忍野富士>



出典) 忍野村 HP

2 計画の課題

むらづくりの課題

①土地利用から見た課題

◇若者の定住促進に向けた住宅用地の確保

- ・ 少子高齢化の急速な進行は全国的な傾向ですが、本村においても若年層の定住が喫緊の課題となっており、住宅用地の確保が求められています。

◇農地等の適切な土地利用の管理

- ・ 住宅地ニーズに対応するため、優良農地（農振農用地区域）が徐々に農地転用されており、適切な規制・誘導を伴う計画的な土地利用が必要となっています。

◇新たな企業誘致に資する土地利用の促進

- ・ 村の土地利用の方針として「産業ゾーン」を明確に位置づけることで、充実したインフラ整備とともに村内及び広域交通の問題点の改善など、企業が立地しやすい環境整備の促進が課題となっています。

◇生活に身近な都市機能の充実

- ・ 若年層の定住を促進させていくには、住み続けたい自然環境、魅力的な商業施設や交通アクセスなど利便性が必要であり、これを充足させていく必要があります。
- ・ 若い子育て世代ファミリーの増加に対し、現在の小中学校、幼稚園などの教育施設、保育園、学童施設などの社会福祉施設が十分対応できない可能性があります。また、子育て環境に必要な公園、小広場なども充実させていくことが求められています。

②都市施設からみた課題

◇幹線道路の安全性や快適性の改善

- ・ 通勤時や観光シーズンには幹線道路を中心に交通渋滞が発生しています。混雑発生による時間のロスは観光地として魅力低下の一因にもなり大きな課題といえます。
- ・ 道路の狭さや歩車未分離の道路は、歩行者の安全にとって大きな問題であり、特に通学する子供たちの安全確保は重要な課題です。

◇円滑な移動に資する道路網の見直し

- ・ 日常的に利用する身近な生活道路の整備、首都圏や周辺都市へスムーズにアクセスできる広域的な幹線道路が十分でないという意見（村民アンケート、地区ヒアリング等による）が多くあり、今後の企業誘致や住民定住促進にとっても課題となっています。
- ・ 高齢者や障がい者を含め、誰もが利用しやすいよう道路や公共施設等のバリアフリー化を進めていますが、今後これをさらに推進して、すべての人が村内を円滑に移動ができるようにしていくことが課題といえます。

◇公園等のインフラ整備

- ・ 人が多く住む都市環境（街なか）においては、生活に潤いを与えると同時に、都市防災機能を有する公園等の整備が必要です。
- ・ 自然や水辺など忍野村の景観を生かした場所に公園を整備し、世代の異なる人々が憩い、あるいは子育てに活用できるような公園の整備が求められています。

③防災からみた課題

◇安全・安心な暮らしに向けた防災・減災の強化

- ・災害時の広域避難や救援物資の搬入に必要な広域道路が少なく、村外と結ぶ幹線交通ルートが国道 138 号のみの現状では、災害発生時における大混雑の発生とそれに伴う様々なリスクが指摘されています。
- ・狭あい道路や行き止まり道路などが集落内に見られ、災害時における迅速な消防活動、避難路の安全確保の観点から改善を図っていく必要があります。
- ・避難場所までの道路、避難所における建物周辺のバリアフリー化は高齢者や小さな子供にとって極めて重要です。二次災害を防ぐための危険箇所の点検と安全対策を講じていく必要があります。

◇新旧住民のコミュニティ形成の促進

- ・決められた避難場所・避難所まで安全に避難できるよう、日常から地区・集落で新旧住民のコミュニティ形成を図り、地域防災力の強化と避難体制を構築していく必要があります。

④環境保全・景観形成からみた課題

◇恵まれた自然環境の保全・継承

- ・本村の重要な資源である湧水の水量及び水質の保全は最も課題です。これを常にモニタリングして監視し、この自然環境を永く継承していく必要があります。

◇富士山などの美しい景観の保全

- ・富士山の雄大な山容を含む忍野村は、村全域が「景観計画区域」となっており、景観の保全とともに、これにそぐわない景観要素を改善していく必要があります。さらに今後の土地利用、都市施設整備等においても、景観保全の視点を常にベースとして考えていく必要があります。

⑤観光からみた課題

◇忍野八海における通過型観光客の一極集中の解消

- ・観光対象が忍野八海周辺に集中しており、交通渋滞その他弊害が生じています。観光対象を分散化し、さらにトータルの滞在時間を延ばして、通過型観光を滞在型観光へ転換していくことなどが重要です。

◇観光振興と地域資源の有効活用

- ・本村の観光は忍野八海のほかに観光客や来訪客の拠り所となる観光レクリエーション施設や拠点施設が少なく、ネットワークも形成がされていません。村には魅力的な観光資源がありますが、十分に活かしきれていないため、資源の再開発（魅力再発見、体験など付加価値の担保）などが課題といえます。

3 計画の目標と将来像

計画の目標

目標1： 定住むらづくり

- 自然と農地、都市の機能をバランスよく配置し、富士の眺望と調和した土地利用を図っていきます。
- 計画的な土地利用を進めるため、必要に応じて土地利用の適正な見直しを図り、農業生産施設の整備、宅地の供給などを検討していきます。
- 美しい眺望や豊かな自然のもとで働くことができる産業ゾーンを整備し、インフラを整えて先端企業を始めとする企業を積極的に誘致していきます。
- 優良農地を保全するため、特産品を開発、生産、販売することで生産者の所得向上を図るとともに、新規農産品の開発生産、耕作放棄地の再生・活用などを行う農業移住者の受け入れを検討していきます。
- 生活に必要な商業施設や下水道等整備の促進、子育て支援施設の充実、さらに首都圏への交通アクセス向上などで、若年世代の定住化を促進していきます。

目標2： 安全・安心むらづくり

- 村内外周道路と広域道路（一市二村間連絡道路）の整備促進により、村内外との交通ルート複線化を図り、災害時における村民、観光来訪者のリスク軽減に努めます。
- 通勤・通学時の交通渋滞や忍野八海周辺の観光混雑の解消を図るとともに、幹線道路や観光地区における学童の安全を図ります。
- 防災施設や避難路、避難場所等の充実と確保を図るとともに、移動、滞在（避難所）におけるバリアフリー化を図るとともに、誰でも利用しやすいユニバーサルデザインの積極的な導入を図っていきます。
- 身近な場所において子育てに利用でき、村の主要なイベント開催や災害時の避難場所などに利用できる公園を多くの方がアクセスしやすい中心部に配置します。

目標3： 観光むらづくり

- 東富士五湖道路（仮称）富士吉田南スマートICの設置（2020年度開通予定）を契機に、観光渋滞の解消を一層推進し、アクセス時間を短縮して観光客誘致を促進させます。
- 村内の新たな観光資源の開発、自然体験としての利用など、村に今ある資源の多様な活用により、これまでの1拠点型から多拠点ネットワーク型観光地へのシフトを図り、滞在客の増加を目指します。
- 恵まれた自然景観を観光資源として位置づけ、景観計画にある「景観重要建造物」「景観樹木」の指定などに、所有者、協議会と連携して積極的に取り組んでいきます。
- 富士北麓6市町村の連携による観光情報の発信、実証実験などを行い、富士北麓地域を1つの複合型観光エリアとしてその魅力を発信していきます。

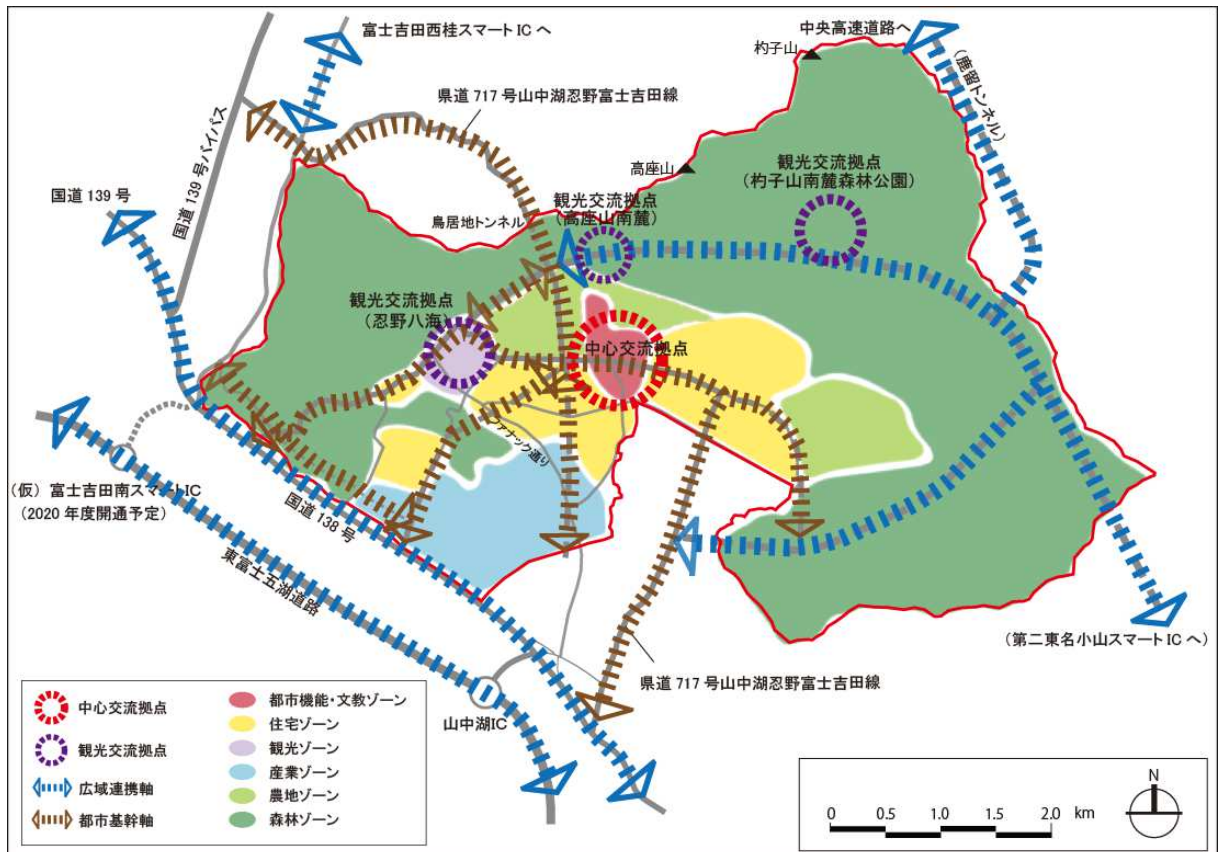
村の将来像

村の将来像

“いつまでも住み続けられる交流むらづくり”

補足：いつまでも住み続けられる＝定住、人口増加、持続可能性
交流＝観光振興、新旧住民交流、世代間交流

<忍野村の将来都市構造>



名称	位置	基本的な考え方
都市機能・文教ゾーン	役場周辺の商業施設や公共施設などが集積する地区	生活利便性を高めるため、公益施設や小中学校、商業施設の集約を図る。
住宅ゾーン	内野地区の古くからの住宅や社寺などが集積する地区及び役場西部・南部の農地と新興住宅が混在する地区	現在の住環境を保全するとともに、空家等も活用し積極的に居住人口の誘導を図る。また、多世代の住宅の需要に対応し、住と農が融合し景観に配慮された、付加価値の高い魅力的な住宅地を形成していく。
観光ゾーン	忍野八海周辺観光関連施設が集積する地区	忍野八海観光ゾーンに加え、新たに杓子山南麓森林公園、高座山南麓周辺を観光交流拠点として整備し、新たなアクセスなどの基盤整備を図りつつ、観光関連施設の誘導や周辺の景観保全を図る。
産業ゾーン	製造業の大規模工場や関連施設が集積する地区	景観形成基準に則った操業環境を維持するとともに、更なる産業振興が図られるよう、周辺基盤整備や緑地の保全を図る。
農地ゾーン	農用地などの優良な農地が集積する地区	美しい田園風景と営農環境を維持するとともに、更なる農業振興を図るため、農地を保全し適切に管理する。(農振地域の一部は、地域の要請を踏まえつつ、住居と共存する居住エリアとする)
森林ゾーン	村の外周を取り囲む緑豊かな森林の地区	美しい環境を育み、ハイキングなどの観光利用や林業の振興を図るため、森林を保全し適切に管理する。

4 施策の方向

将来土地利用計画

【土地利用の基本的な考え方】

- 「将来都市構造」で示した6つのゾーンを設定し、各ゾーンの特性に調和した土地利用を誘導し、適切な土地利用による村の発展と良好な景観形成を進めます。
- 行政区域全域を「景観計画区域」とし、全村一体的に美しい景観を形成していくという高い目標にたち、景観と調和する土地利用を図ります。
- 富士を背景とする森林、農地、水辺など美しい自然環境と生活環境を守りつつ、世界中から観光や交流に訪れる人々にとって魅力ある、調和のとれた土地利用を目指します。

① 都市機能・文教ゾーン

忍野村役場、小中学校、図書館、福祉施設等が立地する村の中心部を「都市機能・文教ゾーン」と位置づけ、生活利便性を高める公共施設や商業施設を集約的に配置し、村民の暮らしやすさ向上を図るゾーンとします。

② 住宅ゾーン

主として県道沿いの既成市街地を「住宅ゾーン」として位置づけ、現在の住環境を保全しつつ、空き家の活用などで居住人口の増加を図ります。また多世代の住宅需要に対応し、住と農が融合し景観に配慮された、付加価値の高い魅力的な住宅地を形成します。

③ 観光ゾーン

忍野八海の池と清流が集まる区域を「観光ゾーン」と位置づけ、より快適な空間にすると共に、杓子山南麓森林公園や周辺観光資源とネットワークさせ、一極集中型から多核的な観光パターンへのシフトを目指します。

④ 産業ゾーン

村の南側で国道 138 号に接した区域は、その交通利便性を活かして「産業ゾーン」として位置づけ、既に立地している企業の拡充を受け止め、周辺の基盤整備や緑地の保全を図り、新たな産業誘致の受け皿とします。

⑤ 農地ゾーン

県道 717 号北側農地、内野地区ため池西側の農振農用地区域は、「農地ゾーン」と位置づけ、営農環境のさらなる改善を目指しながら美しい田園風景の維持に努めます。

なお、農振農用地区域の一部（例えば、山梨県道 717 号山中湖忍野富士吉田線沿い、隠畑地区及び笹尾根農業農村公園周辺）は、地域の要請を踏まえつつ、居住と共存できる農地ゾーンとします。

⑥ 森林ゾーン

高座山、石割山、大平山などの村を取り囲む緑の稜線を形成している森林を「森林ゾーン」と位置づけ、保全を図りながら豊かな自然環境を活用します。

2 上下水道

【基本的な考え方】

- 耐震性を備えた上水道施設により、良質かつ安定した上水の供給を目指します。
- 世界文化遺産、国の天然記念物である忍野八海を始めとする美しい村内の水環境を保全します。
- 事業の経済性、生活排水処理効果、河川等への環境影響等総合的な観点から効率的で有効な生活排水の処理を実施していきます。

【施策の方向】

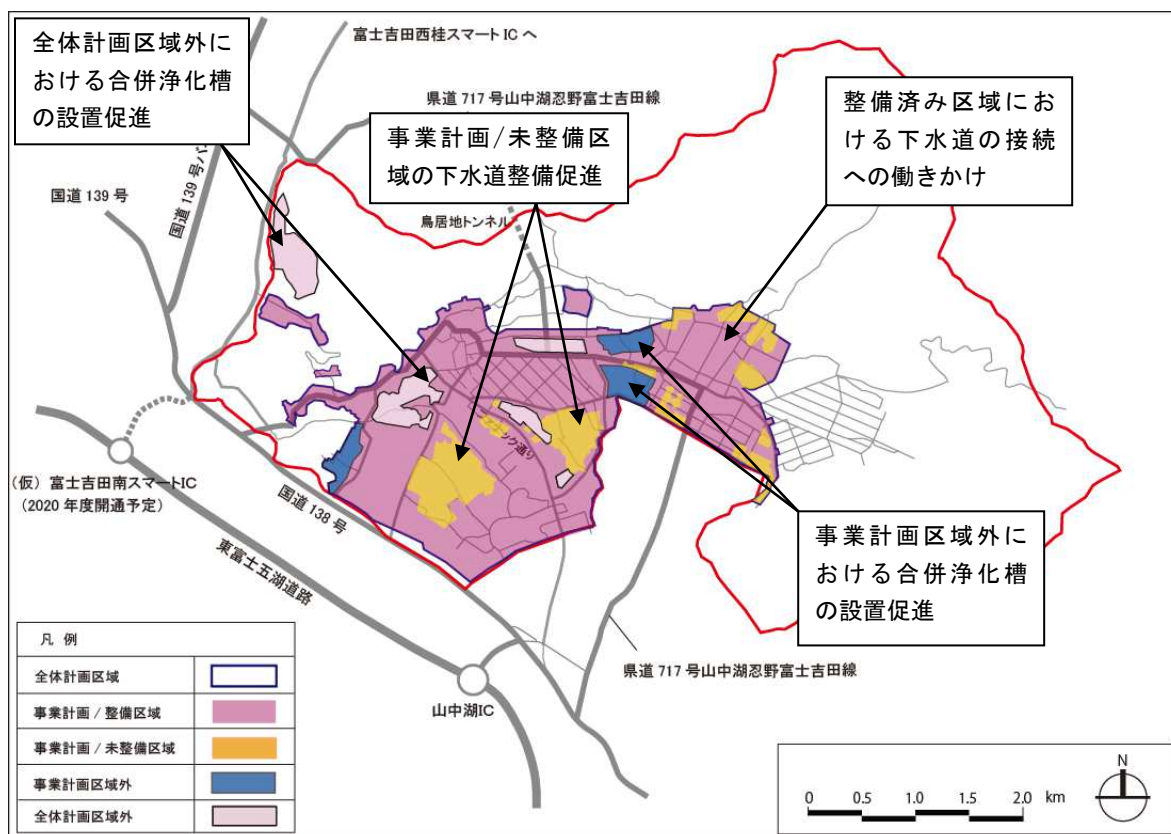
- ・大規模な揺れに対応できる上水道の耐震化を推進します。
- ・事業の経済性、生活排水処理効果、河川等への環境影響等総合的な観点から最適な生活排水処理体制を推進します。

<中央配水場第1第2水源>



出典) 忍野村 HP

<下水道整備の方針図>



<富士北麓浄化センター終末処理場の施設概要>

名 称	富士北麓浄化センター終末処理場
住 所	富士吉田市下吉田東四丁目26番1号
計 画 処 理 区 域	富士吉田市、富士河口湖町、山中湖村、忍野村
処 理 開 始 年 月	昭和61年(1986年)7月
敷 地 面 積	10.7ha
計 画 処 理 人 口	人口:78.8千人
計 画 処 理 能 力	71.2千立方メートル/日
水 処 理 方 法	標準活性汚泥法
放 流 河 川	桂川(相模川)

本村の下水道は、富士北麓流域下水道として忍野村、富士吉田市、富士河口湖町、山中湖村（1市1町2村）で計画・整備されています。

集められた汚水は、富士吉田市にある「富士北麓浄化センター終末処理場」で一括処理しています。

出典) 山梨県 HP

3 公園緑地

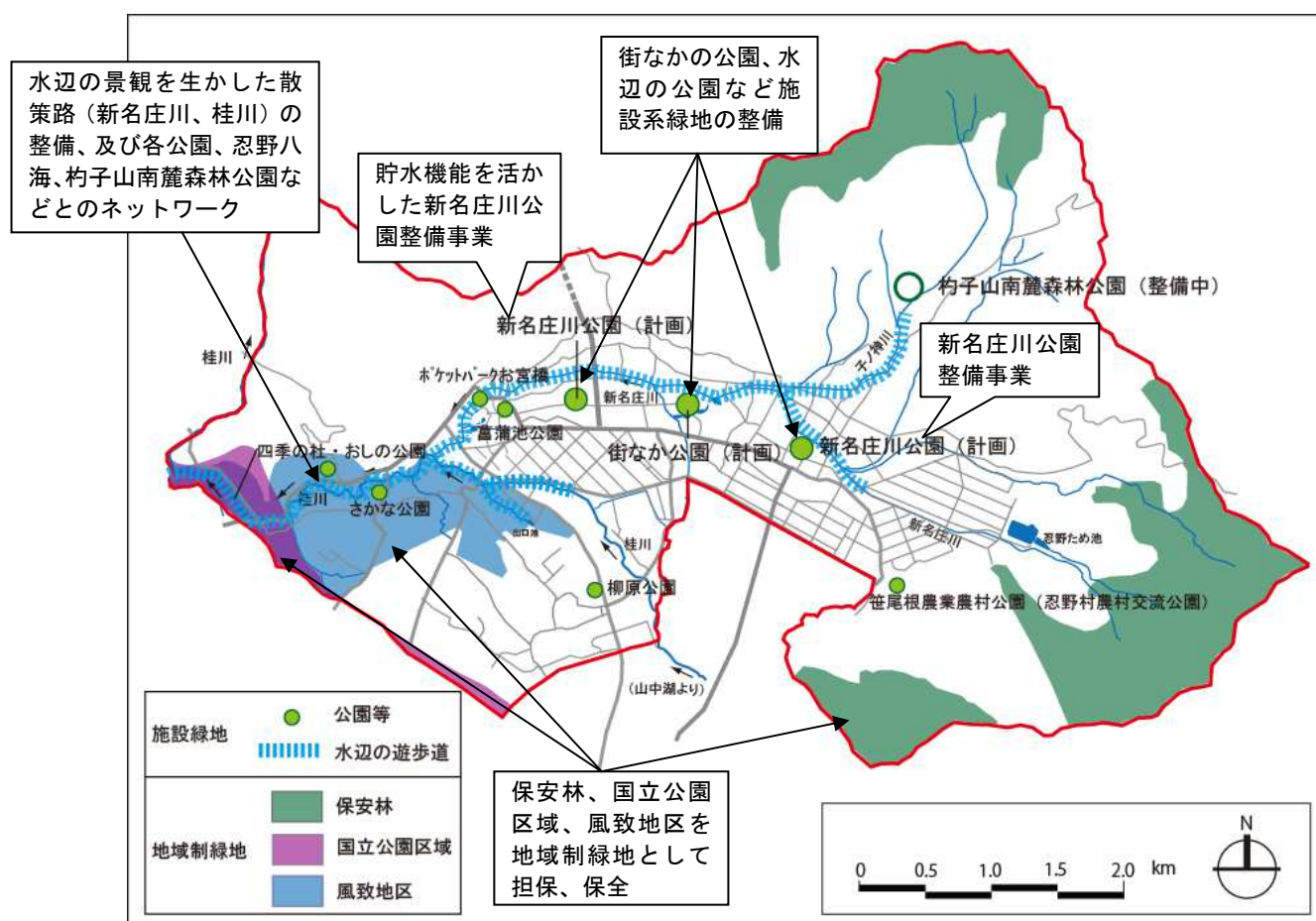
【基本的な考え方】

○既整備公園と「街なかの公園」等、新たに整備する公園等（施設緑地）と法規制や条例等で緑地の永続性を担保する緑地（地域制緑地）を本村の公園緑地として捉え、整備・保全を進めます。

【施策の方向】

- ・地域の拠点、シンボルとなる公園等の整備を図ります。
- ・村内の水辺空間の魅力向上を図り、集客力のアップにつなげます。
- ・高齢者、新旧住民の交流が活発になるような公園緑地の充実を図ります。
- ・人々の安心・安全な暮らしに寄与し、地域防災に活用できる公園の充実を図ります。

＜公園緑地の配置方針図＞



＜四季の杜おしの公園＞



＜柳原公園＞



出典）忍野村観光協会 HP、忍野村 HP

防災に関する方針

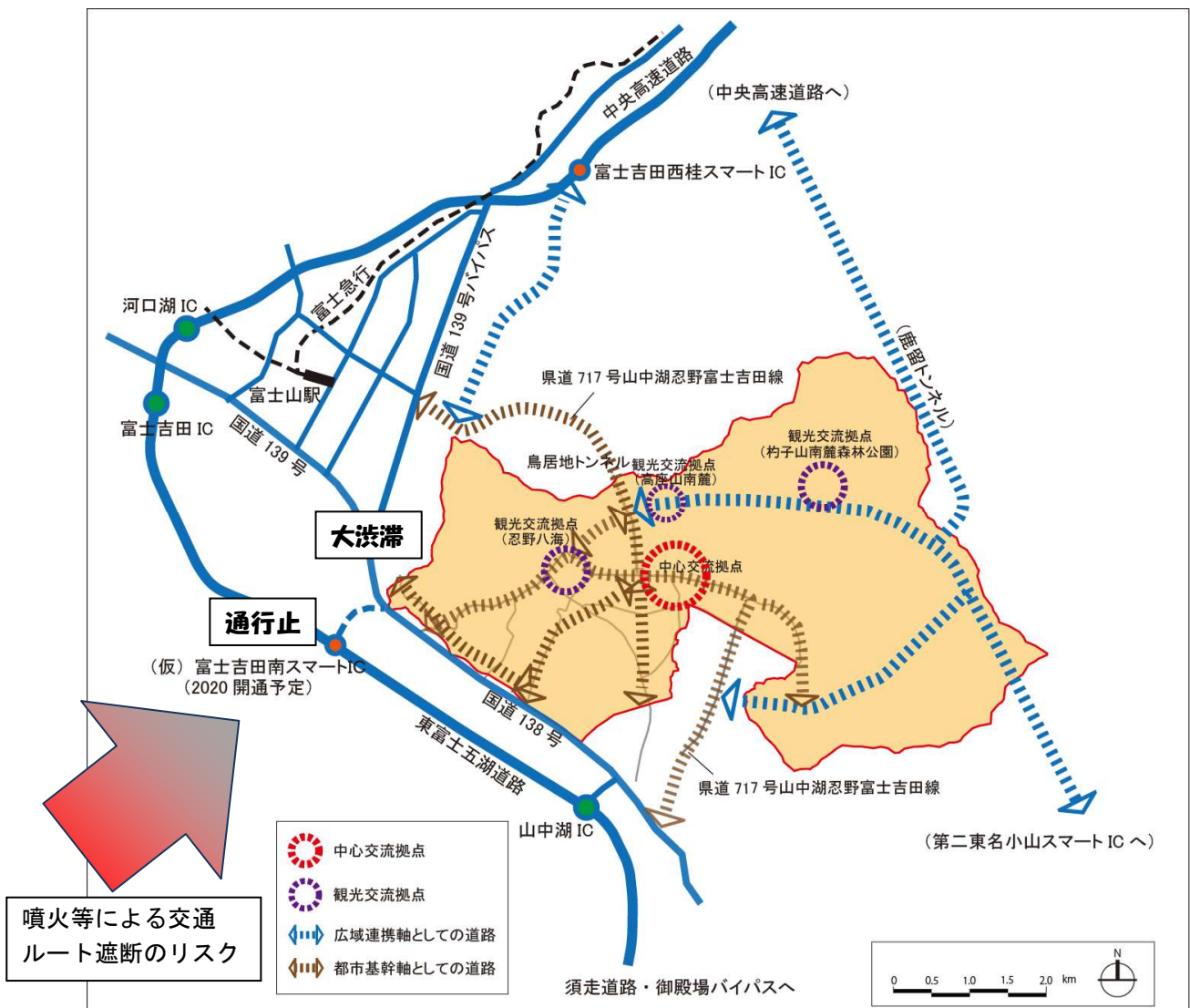
【基本的な考え方】

○南海トラフ巨大地震、富士火山噴火、大雨による土砂災害、冠水などの自然災害、これに起因する停電や断水等に対し、防災、減災に万全の対応を図り、災害に強いむらづくりを推進します。

【施策の方向】

- ・ 村民と観光来訪者が速やかに避難できる広域の避難経路を確保します。
- ・ 防災・避難施設の充実を図り、村内の防災機能の向上を図ります。
- ・ 村内の河川改修を推し進め、浸水被害を防止します。
- ・ 有事（噴火等）の際の避難場所と避難路を確保します
- ・ 災害に伴う停電に対しては、非常用電源の確保を推進します。
- ・ 村民や観光客に対し、災害情報、避難情報を的確かつタイムリーに伝達することに努めます。

<防災に関する方針図（道路交通）>



環境保全・景観形成に関する方針

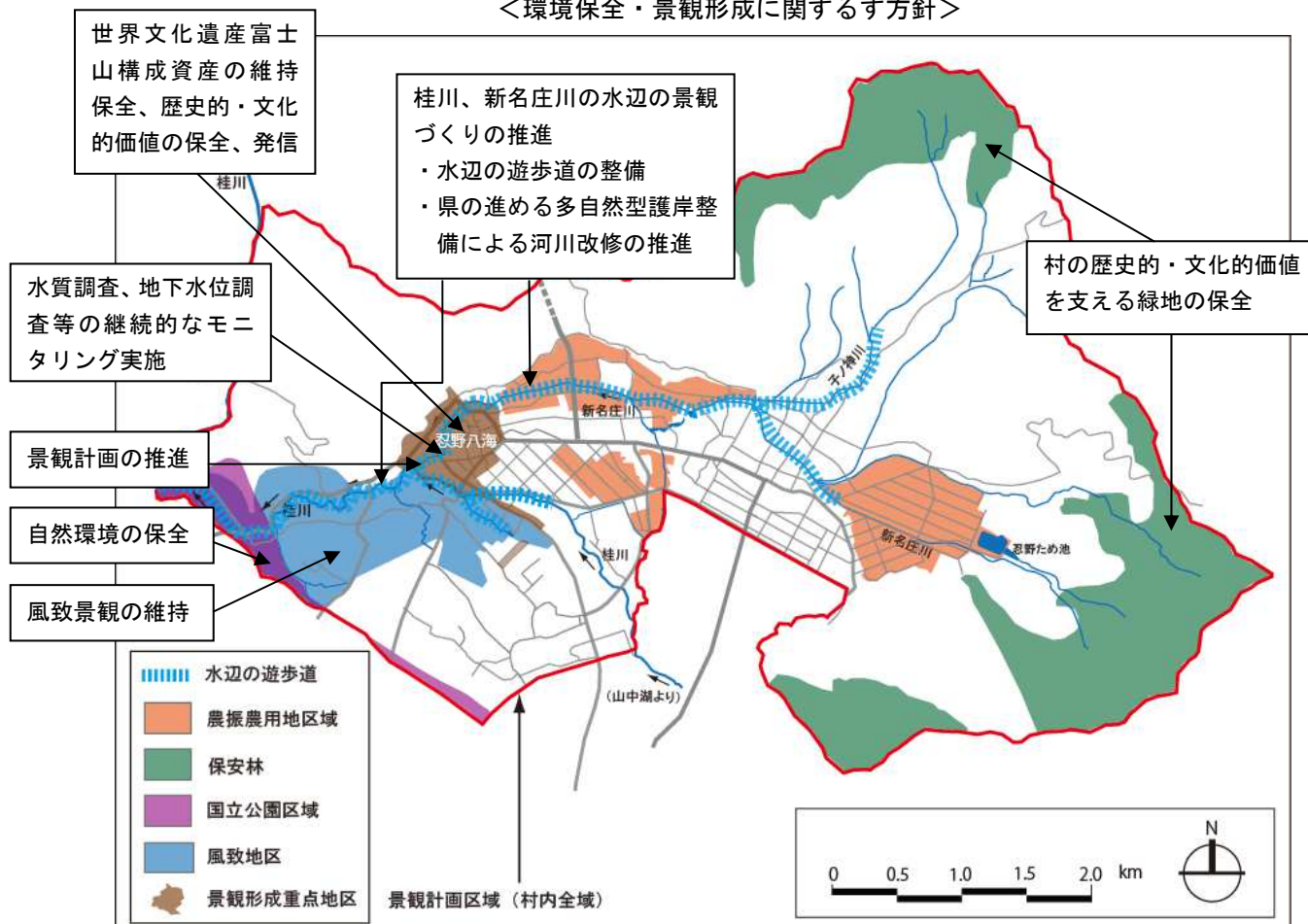
【基本的な考え方】

- 天然記念物である忍野八海を始め、村内に点在する世界文化遺産富士山構成資産を維持保全し、村全域の環境を保全します。
- 富士山の裾野に位置する恵まれた自然環境と田園環境を活かすため、周辺里山の緑地や湧水・河川水の保全、水辺環境の整備を進め、美しく魅力ある景観づくりを進めます。

【施策の方向】

- ・天然記念物である忍野八海の水や美しい村内の河川の水量、水質の保全を図ります。
- ・桂川、新名庄川沿いの水辺の景観形成を図り、忍野八海の観光ゾーンと結びます。
- ・世界文化遺産富士山構成資産の維持保全に努め、村の歴史的・文化的価値を形成することに努めます。
- ・忍野村景観計画を推進し、景観重要建造物、景観重要樹木などを積極的に指定、保全することで質の高い景観形成を図っていきます。

＜環境保全・景観形成に関する方針＞



観光に関する方針

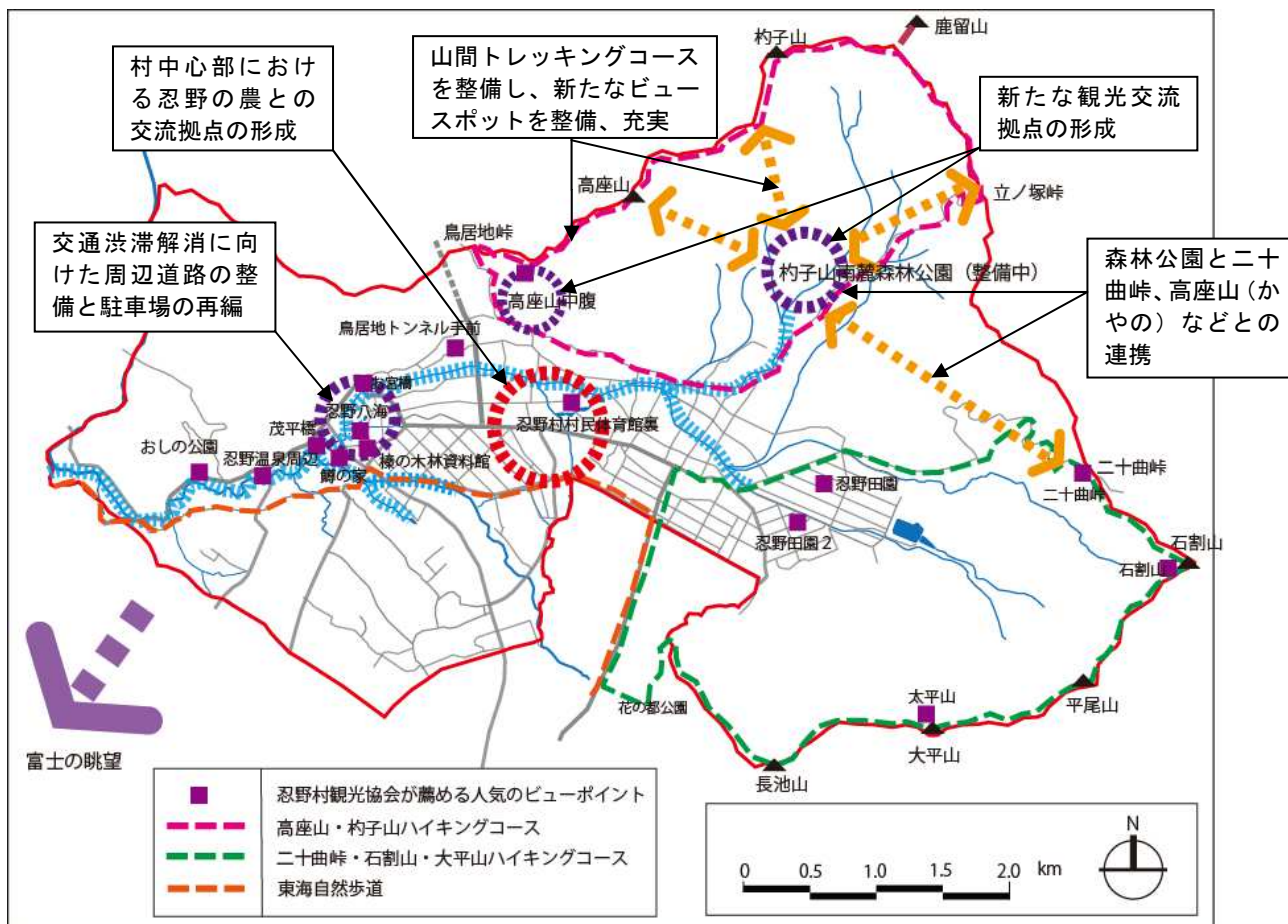
【基本的な考え方】

- 「観光交流拠点」を明確に打ち出し、これを繋ぐことで村内の観光交流を誘発すると共に、忍野八海周辺の交通渋滞解消と地区内の安全で快適な観光散策ルートの整備、日帰り観光から自然体験などを中心とした滞在型観光の確立を目指します。

【施策の方向】

- ・忍野八海と杓子山南麓、高座山南麓を観光の核とした「観光交流拠点」の形成を図り、これを繋いだ村内の交流人口の拡大を図ります。
- ・忍野八海及びその周辺において交通渋滞の解消を図り、安全、快適に過ごせる空間を目指します。
- ・都市機能・文教ゾーンでは、観光情報の提供、地元特産品の販売など観光振興に寄与するシステムを形成します。
- ・一年を通じた合宿等滞在環境を充実させることにより、滞在型観光の通年利用を図ります。
- ・手入れの行き届いた山林のトレッキングや美しい庭等が魅力的な住宅地の散策など、村全体が観光の対象となることを目指します。
- ・デザイン統一されたサインの適切な配置により、主要道路からのアクセス改善を図ります。
- ・周辺自治体との広域的な取組みにより、エリア内で周遊観光客を増やすことで、滞在観光客の底上げを目指します。

<観光に関する方針図>



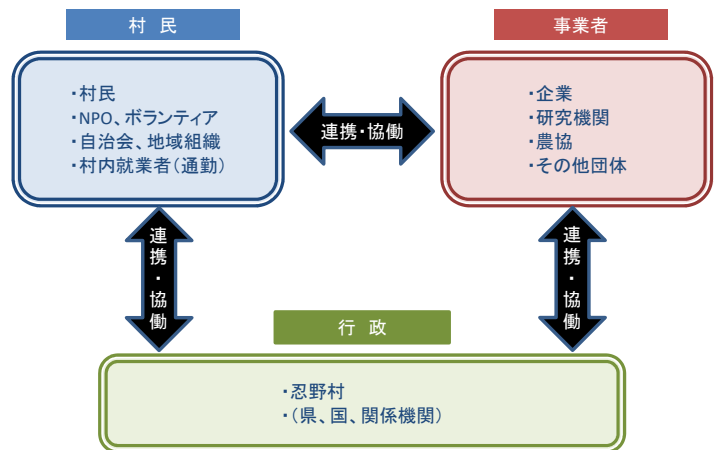
5 計画の推進

連携・協働による計画の推進

忍野村都市計画マスタープランの実現に向け、村民と行政、さらに事業者が村の将来像やむらづくりの方針を共有し、協働しながら愛着もてる村づくりを推進することを基本とします。

景観形成、環境保全など生活に身近な住環境の維持・保全などの取り組みは、地域住民や事業所などの自主的な取り組みが重要であるため、施策実現のための活動への支援や情報提供などを推進していきます。

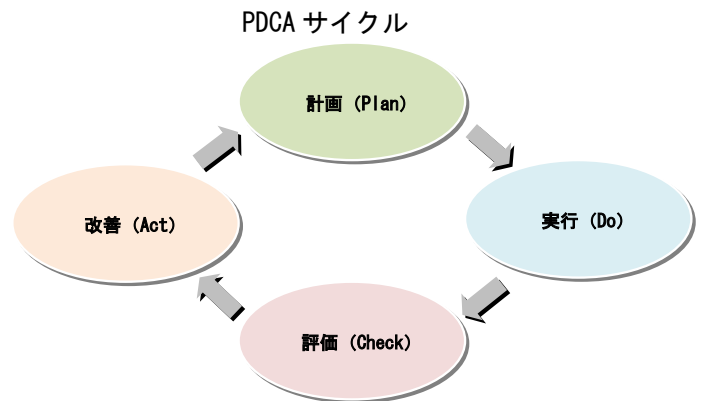
また、地域の魅力を生かすむらづくりは、多様な世代、多様な価値観にもとづく考えが必要であり、多くの村民、事業者、行政など様々な主体が連携・協働してむらづくりを進めていくことが重要です。



都市計画マスタープランの運用管理

計画で示された施策やリーディングプロジェクトなどの進捗状況の把握、事業効果などについて評価検証を行います。庁内関係各課の連携、県との調整、さらに村民意見の反映などを図りながら、計画全体の運用管理を行っていきます。

計画の実施あたっては、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）→次の計画（Plan）の流れによるPDCAサイクルを確立し、都市計画審議会に定期的に施策の着手の状況を報告するなど継続的に進行管理を行います。



経年変化による見直し

①経年変化に応じた見直し

概ね5年ごとに実施される国勢調査や都市計画に関する基礎調査などに基づき、人口や世帯数の推移、産業動向、土地利用の動向、都市計画関連事業の進捗状況等の様々なデータの更新を行います。また、必要に応じてこれらをもとに将来予測についても見直しを行います。

②上位計画等の策定・改定に伴う見直し

本計画は、山梨県が定める「富士北麓都市計画区域マスタープラン」（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）や「第6次忍野村総合計画」に即して策定しています。これらの上位計画等の改定が行われた場合においても、その状況に対応すべく見直しを行います。



忍野村
OSHINOMURA

山梨県忍野村

忍野村都市計画マスタープラン/概要版

- 発行日 2020年6月
- 発行 忍野村役場
〒401-0592 山梨県南都留郡忍野村忍草 1514
TEL : 0555-84-3111 (代)
URL : <http://www.vill.oshino.lg.jp>
- 編集 忍野村企画課